

## 1 最低賃金広報用文案

**必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も**

熊本県最低賃金が改定されました。

## (1) 地域別最低賃金

最低賃金の件名	時間額	効力発生年月日
熊本県最低賃金	647円	平成23年10月20日

## (2) 産業別最低賃金

最低賃金の件名	日額	時間額	効力発生年月日
紡績業、ねん糸製造業、織物業、靴下製造業	5,176円	647円	平成12年12月25日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	時間額 704円		平成23年12月15日
自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業	753円		
百貨店、総合スーパー	698円		

詳しいお問い合わせは、熊本労働局労働基準部賃金室（電話 096-355-3202）  
又は最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。

## 2 中小企業支援事業広報用文案

**最低賃金ワン・ストップ無料相談のご案内**

最低賃金の引上げに対応した賃金の引上げに取り組む中小企業の支援として、経営面と労働面の相談をワン・ストップ、かつ無料で提供する相談窓口を設置しています。（熊本・八代・玉名・天草・菊池の県内5カ所）

**ご存知ですか？中小企業を応援する業務改善助成金**

中小事業主が、事業所内で最も低い時間給を4年以内に800円以上に引き上げる計画を策定し、毎年40円以上の賃上げを実施する場合に、要した費用の1/2を助成します。（上限100万円、下限5万円）

※詳しいお問い合わせは、熊本労働局労働基準部賃金室（電話 096-355-3202）  
又は最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。